

どうして人は自分が痛みを感じていることを 知り得ないのか

豊島 徹

はじめに

2004年度の哲学若手研究者フォーラムにおいて論者は、現象的経験に関する自己知の不可能性に関する発表を行った。その主張の中核は、現象的経験に関する、命題知としての自己知は不可能であること、換言すれば、「知識」が命題知の所持に限定される限りにおいて、人は皆、自分自身が（例えば）痛みを感じていることを知ることができない、ということであった。発表の際には、この結論の論証過程に関して参加者より様々な質問を寄せて頂いたのだが、論者の体調不良（単なる寝不足だが）のために十分応答することができなかった。そこで本稿では、いくつかの質問には正面から応え、またいくつかの質問に関してはそれがそもそも生じないような仕方で、議論の本筋に関してのみ、しかし一部、発表時とは異なる新たな論法を用いて、再説明を試みたい。

I 議論の前提

論証は、今日の分析哲学一般の方法論に則って、現象的経験についての言語表現、いわゆる「現象言明」の論理的文法の分析を通して遂行される。とは言え、本論において、「現象言明」の厳密な明示的定義は必要とされない。と言うのも、以下に登場する「特権性テーゼ」が成り立つ任意の言明は、命題知の所持の表現としての一人称知識言明を構成しない、というこのことさえ論証され

たならば、本論の実質的目的は達成されたことになるからである。また、本論において、話者は自身の発話で使用している語の意味・用法を、既に正しく習得しているものとする。

その他の重要な前提を、とりあえず二つ、以下に列挙する。

前提 1. 任意の話者が語る現象言明一般は、(常に) 真理値を持つ

前提 2. 任意の話者が言明 S を発話するに際して「嘘」をついているとは即ち、第一に、話者が、S は偽であると自己帰属可能な仕方では信じていること、第二に、S が実際に偽であること、この二点が成立しているということである

前提 1 は一般的には承認可能であろう。この前提により、本論の立場はとりわけ、後期ウィトゲンシュタインの悪名高き「表出説」とは異なる、という点に留意されたい。この点に関しては後に説明する。また前提 2 も、発話行為一般が「嘘」であるためのとりあえずの定義として、一般的であろう。無論より細かい定式化も可能であろうが、それらは、本論の議論の正否に本質的に関わるものでない限りにおいて無視し得る。なお、発表時においては、前提 2 の意味での「嘘」でない可能性の全体を、表記上の簡単のために「誠実」と呼んでいたが、この便宜的な「誠実」の導入からいくつかの誤解が生じたので、本稿はその観念を一切導入せずに議論を進める。以上の他に、あと二つ、重要な前提が立てられるが、これらは以下において随時解説される。

II 第一のパート、「広い見地」からの議論

議論は二つのパートから成る。「偽」の観念と「嘘」の観念の両方が許容されている「広い見地」からの議論と、前者は許容されているが後者は含まない「狭い見地」、即ち「純・意味論的見地」からの議論である。本節は、前者「広い見地」からの議論を論じる。このパートの目的は、一人称かつ現在形の現象言明に関しては、その発話内容が「偽」である可能性と、その発話行為が「嘘」

である可能性とが完全に一致すること、即ち両者の共外延性を、論証することである。

まず、前提 2 が承認されたならば、そのとき、「私は痛みを感じている」のような現象言明であれ、「私は身長 180cm である」のようなそれ以外の言明であれ、ともあれ言明一般に関して、以下の条件法「 $L \Rightarrow F$ 」が成り立つ。

任意の話者が言明 S を為すに際して嘘をついているならば、 S は偽である

なぜならば、前提 2 において、言明 S の発話において遂行された行為が嘘であるための定義の内に、 S が実際に偽であることが含まれているからである。実際、「私の身長は 180cm である」（あるいは「私は痛みを感じている」）と発話することにおいて話者が嘘をついているならばその言明は偽だということは、直観的に明白であろう。

次に、上の $L \Rightarrow F$ の逆、即ち条件法「 $F \Rightarrow L$ 」を考える。

任意の話者が発話する言明 S が偽であるならば、 S を発話することにおいて話者は嘘をついている

こちらの条件法は、前提 2 の上で、一般的には成立しない。なぜならば、言明 S における発話行為が「嘘」であるためには、「 S が実際に偽である」だけでなく、さらに「話者が、 S は偽であると自己帰属可能な仕方では信じている」のなくてはならないからである。換言すれば、発話行為一般が「嘘」であるためには、単に、そこで発話された言明が偽であるだけでは足りず、さらに加えて、話者が、偽なことを言っていると自覚していながら故意にそれを語っていないてはならない。実際、自分の語ったことが結果的に偽であったからと言って、ただそれだけで常に「嘘つき」呼ばわりされるなどというのは、直観的にも不条理であろう。

だがしかし、少なくとも一人称かつ現在形の現象言明に関しては、肯定形か否定形かを問わず、この第二の条件法 $F \Rightarrow L$ が成り立つことは、否定できないように思われる。任意の話者（例えばあなた自身）が、実際には偽であるのだ

がそうとは知らずに、「私は痛みを感じている（感じていない）」と発話している、などということがあり得ようか。この可能性を認めるということは、「痛み間違い」の可能性を認めるということであるが、これは馬鹿げていよう。だとするならば事態は即ち、「一人称かつ現在形の現象言明に関しては、〈話者は嘘をついているわけではないが、しかし偽なことを述べている〉という可能性がない」ということであり、これは結局のところ、「任意の話者が語る『私は痛みを感じている』が偽であるのは、それを発話することにおいて話者が嘘をついているときに限られる」ということに等しい。

かくして、以上の正当化のもとで、かつ第二の条件法 $F \Rightarrow L$ を以下「特権性テーゼ」と呼び換えることにして、本論が立てる新たな前提は以下のものである。

前提 3. 一人称かつ現在形の現象言明に関しては、特権性テーゼが成り立つ

そして、第一の条件法 $L \Rightarrow F$ は、既に述べた通り言明一般に成り立つから、一人称かつ現在形の現象言明に関しては、 $L \Rightarrow F$ と $F \Rightarrow L$ 即ち特権性テーゼの両方が成り立つ。従って、一人称かつ現在形の現象言明に関しては、「偽」の可能性と「嘘」の可能性とが、完全に一致する。

III 第二のパート、「狭い見地」からの議論

前節において、「偽」も「嘘」も許容されている「広い見地」から、「私は痛みを感じている」における「偽」と「嘘」、両可能性の共外延性が論証された。本節の最終的な目的は、今度は「真／偽」という意味論的タームのみが許容される「狭い見地」から、本論全体の結論、即ち『『私は痛みを感じている』をはじめとする一人称現在形の現象言明は、少なくとも命題知の所持の表現としての一人称知識言明を構成しない』を論証することにある。しかしその前に、前節の議論からの帰結を整理しておきたい。なお、以下より表記上の簡単のために、原則的に、時制を現在に固定して、「一人称現在形の現象言明」における「現

どうして人は自分が痛みを感じていることを知り得ないのか

在形」を省略することにする。

まず、一人称現象言明に限らず、任意の一人称言明一般に関して（ここでは「私は身長 180cm である」を例に取る）、例えば「真理の引用解除説」における同値式の発展形として、任意の話者 x に関して以下の同値式 A が成り立つことは、直観的に明らかだと思われる。

同値式 A. x の語る「私は身長 180cm である」が偽である

⇔ x は身長 180cm ではない

この同値式 A の「私は身長 180cm である」を、一人称現象言明「私は痛みを感じている」に置き換えれば、以下の同値式 B が得られる。

同値式 B. x の語る「私は痛みを感じている」が偽である

⇔ x は痛みを感じていない

ところで、前節における議論、とりわけ前提 3 により、一人称現象言明に関しては、それが「偽」である可能性とその発話行為が「嘘」である可能性とが完全に一致するから、上の同値式 B は、以下の連鎖的同値式 B' に変形され得る。

同値式 B'. x の語る「私は痛みを感じている」が偽である

⇔ 「私は痛みを感じている」と発話することにおいて、 x
は嘘をついている

⇔ x は痛みを感じていない

なお、同値式 A における「私は身長 180cm である」のような一般の一人称言明に関しては、特権性テーゼは成り立たない（換言すれば、「偽」ではあるが「嘘」ではない、という可能性がある）から、同値式 A を、同値式 B' とパラレルな形式に変形することはできない。

さて、ここより「狭い見地」からの議論に移る。まず目指されるのは、「私

は痛みを感じている」のような一人称現象言明は、「純 - 意味論的見地」において、値「偽」を取り得ない、という中間的結論である。この論証のために本論が最後の前提として立てるのは、以下のものである。

前提 4. 意味論(semantics)は、言語行為論から独立である

この前提が言っているのは要するに、「嘘」という言語行為論上の観念が導入されずとも、「真／偽」の観念さえあれば意味論は成立し得る、ということである。この前提は一般的に承認可能であると思われる。と言うのも、発話行為一般が「嘘」であることの定義の内に、自身の発話した言明が「偽」であると話者が信じていること（あるいは、その言明が実際に「偽」であること）が含まれている限りにおいて、「真／偽」の観念は「嘘」の観念に先行し、そして「純粋な意味論」は、専らその「真／偽」の観念のみに依拠する、というこの考えは、一般的であろうからである。こうした「嘘」の観念の導入以前に成立し得る意味論を、本論は「純 - 意味論」と呼ぶ。

さて、言うまでもなく、我々の日常において任意の話者の語る「私は痛みを感じている」は、値「偽」を取り得る。それは同値式 B' によれば、話者が嘘をついているまさにそのときであり、また、話者が痛みを感じていないまさにそのときである。ここで、上述の「純 - 意味論」的見地に立つ。純 - 意味論は「嘘」の観念導入以前のものであるから、その純 - 意味論の内部においては、同値式 B' の二段目、即ち『私は痛みを感じている』と発話することにおいて、話者は嘘をついているが成立することはあり得ない。従って、同じく純 - 意味論的見地においては、B' の一段目（及び三段目）もまた成立し得ない。即ち、任意の話者が「私は痛みを感じている」と発話した場合に、純 - 意味論的見地に立つならば（あるいは、話者が嘘をついている可能性を除外するならば、と言い換えてもよい）、そのとき、その「私は痛みを感じている」が偽である可能性（そしてまた、話者が痛みを感じていない可能性）はない。前提 3、即ち「私は痛みを感じている」に特権性テーゼが成り立つことにより、その言明は、「嘘」の観念が導入されて初めて、換言すれば、純 - 意味論の「外部」に出たときに初めて、値「偽」を取り得る。

しかしここで、「意味論的見地」ということでどういうことを想定するかに関して、以下のような反論があり得る。即ち、「意味論的見地に立つ」ということは、必ずしも「話者が嘘をついている可能性」そのものを丸ごと排除するということを意味しない。その眼目はむしろ、「ある言明を為すに際して、話者が嘘をついているか否か」という非 - 意味論的ファクターを一切考慮せずに、単に「その言明が値『真』と『偽』のどちらを取るか」という点にのみ着目する、という点にある。「意味論的見地に立つ」ということをこのように捉えれば、その見地において、任意の話者の語る「私は痛みを感じている」は、値「偽」を取り得るではないか、と。この反論に対する応答の結論のみ先に言えば、こうした言わば「リッチな意味論」が可能であることを本論は否定しないが、しかしそれは本論の言う「純 - 意味論」とは別ものである、ということになる。

以下、詳しく論じよう。まず注意すべきは、上の反論の言う「意味論的見地」は、確かに、「嘘をついているか否か」という非 - 意味論的ファクターを捨象してはいるが、しかしその「意味論」の成立それ自体には「嘘」の観念が必要とされる、という点である。そうでなければ、とりわけ前提3が認められる限りにおいて、同値式 B'により、「私は痛みを感じている」が値「偽」を取ることはないはずだからである。このような、一旦「嘘」の観念を導入した上で、次に「嘘をついているか否か」を捨象するという「リッチな意味論」が可能であることを、本論は否定しない。しかしこのことは、本論の議論に何ら影響を与えない。本論における「純 - 意味論」が可能であるかは、既に述べたことの繰り返しだが、以下の問いにどう答えるかという点にのみ依存している。

「真／偽」の観念の他に、「嘘」（や「発話行為」等）の観念までをも導入しなければ、意味論は成立し得ないのか

この問いに対して、「否——『嘘』を導入せずとも、『真／偽』があれば意味論は成立可能である」と答えた際に、そこで想定されている意味論が、本論の言う「純 - 意味論」である。そして、一般的にはそう答えられると思われる。実際、ある論理式の真理表を書いてその真理条件を確かめるなどの意味論の仕事

に従事する際に、まず「嘘」を定義・導入しておいて、次いで「嘘をついているか否か」を捨象すべしなどというのは、意味論に対する過大な要求であるように思われる。むしろ、意味論にはそもそも「嘘」の観念自体が導入されていないという見解の方が、少なくとも一般的であろう。

以上の議論により、「私は痛みを感じている」をはじめとする一人称現象言明は、純 - 意味論的見地において、値「偽」を取り得ないことが論証された。ここまで来れば、本論の最終結論は、既に目前である。

「私は痛みを感じている」は、純 - 意味論的見地において、値「偽」を取り得ない。この中間的結論、及び前提1「一人称現象言明は、(常に)真理値を持つ」により、「私は痛みを感じている」は、純 - 意味論的見地において、値「真」しか取り得ない、と結論され得る。

純 - 意味論的見地において値「真」しか取り得ない表現の典型は、命題論理における論理的真理、「トートロジー」である。全体の形式がトートロジーであるような表現に関して、一般的に以下のことが言われる。即ち、それらトートロジーは、純 - 意味論的見地において値「真」しか取り得ないというこの事実それのみから、世界内で成立し得る任意の出来事(事態)に関する内容を一切持たない、と結論される。これは即ち、トートロジーは、「私は p ということを知っている」の志向的内容「 p 」を構成するための内容を持たない、ということに他ならない。従って、志向的内容がトートロジー(の形式の表現)である知識言明(に限らず態度的言明一般)は、少なくとも有意味ではない(ウィトゲンシュタインの用語で言えば、「sinnlos」である)、と。

そうであるならば、トートロジーと同様に、純 - 意味論的見地において値「真」しか取り得ない一人称現象言明「私は痛みを感じている」に関しても、同じことが成り立つはずである。任意の話者の語る「私は痛みを感じている」もまた、同じく純 - 意味論的見地において値「真」しか取り得ないというこの事実それのみから(即ち、純 - 意味論的外部でなら値「偽」を取り得るという点とは無関係に)、「私は p ということを知っている」の志向的内容「 p 」を構成するための内容を持たない、そう結論され得る。従って、任意の話者が語る「私が痛みを感じていることを、私は知っている」は、話者が、何らかの内容を伴

う命題に対する態度、即ち命題的態度としての「知識」を所持していることの、有意味な表現とは見なされ得ない。換言すれば、「知識」がそのような命題知の所持に限定される限りにおいて、人は皆、自分が痛みを感じていることを、有意味に「知る」ことができない。あるいはより一般的に、現象的体験に関する、命題知の所持としての自己知は不可能である。かくして本論の最終結論は論証された。

IV ウィトゲンシュタイン「表出説」との相違

最後に、以上の本論の立場と後期ウィトゲンシュタインの「表出説」との相違に関して説明しておこう。「表出説」とは、論者の解釈によれば、「一人称現象言明は、そもそも真理値を持たない言語表現であり、任意の話者 A が『私は痛みを感じている』と語るということは、A が泣いたり、唸ったり、(腹痛の場合) 腹を押さえたりといった痛みの振る舞い、即ち痛みの表出の代りである」とする見解である。そして、後期ウィトゲンシュタインにおいては、「私は痛みを感じている」は真理値を持たないというこの点の故に、その言明は無内容であり(一般的に言って、「おはよう」や「ありがとう」のような、真理値を持たない表現は、世界内の事態に関する内容を持たないと見なされる)、そして一人称知識言明を構成しない、と結論される。

それに対して本論は、前提 1「一人称現象言明は常に真理値を持つ」を認める。この点で既に、本論の立場はウィトゲンシュタインの立場とは異なる。その上でしかし、本論においては、一人称現象言明は、真理値の持ち方が特異である(具体的に言えば、「偽」の可能性と「嘘」の可能性とが完全に一致する)が故に、無内容であり、命題知の所持の表現としての一人称知識言明を構成しない、と結論される。

なお、本論において、「一人称現象言明は無内容である」という点より、一人称現象言明は世界内で成立し得る任意の事態の「描写(description)」ではない、という結論は得られる。この見解は発表時において、一人称現象言明に関する「非・描写説」と呼ばれていた。これは、「一人称現象言明は真理値を持たない」

とするウィトゲンシュタインの立場からも帰結するから、この点において本論とウィトゲンシュタインは一致する。ただし、この「非 - 描写説」を、先の「表出説」から区別することが肝要である。後者は前者を含意するが、逆は成り立たない。しかし、前者さえ確保されたならば、自身の痛みの体験に関する命題知の所持としての「知識」は成り立たないと言える。換言すれば、その最終結論に到達するのに、「私は痛みを感じている」が真理値を持つこと自体を否定する必要はない。

結語

以上の議論によって、一人称かつ現在形の現象言明の形式を志向的内容とする、命題知の所持としての自己知が不可能であることが論証された。この結論は我々の日常的常識にも合致していると思われる。と言うのも実際、我々の日常においてはそもそも、「私は痛みを感じている」と「私が痛みを感じていることを、私は知っている」、この二つの表現が別の事柄を意味するものとして使い分けられるべき場面など、通常ないはずだからである。そして、本論の議論が正しいのであれば明らかに、今日の認識論（自己知論）においてしばしば問われる、「現象的経験に関する命題知としての自己知に、特権性が成り立つのはどうしてか」という問題は、そもそも生じ得ない。即ちその問いは、既に「解消」されている。

（とよしま とおる／専修大学大学院博士後期課程）